

「こさい」に住んでわ~くわく!
「こさい」で働きWORKわく!!
「こさい」の魅力にわっくわく!!!

**わ~くわく「こさい」で新生活!
奨学金返還支援制度**

協力事業者登録のご案内



こさい応援宣言!

湖西市

目次

| | |
|--------------------------------|-------|
| 1.わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度について | P1～P3 |
| (1)はじめに | |
| (2)協力事業者の要件 | |
| (3)協力金の負担について | |
| (4)補助金の内容 | |
| (5)補助対象者の要件 | |
| (6)協力事業者のメリット | |
| 2.協力事業者登録の方法 | P4 |
| 3.協力事業者登録後の流れ | P4 |

資料

- 【参考1】わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度 手続きフロー図
- 【参考2】奨学金返還支援制度 採用・補助対象者登録・補助対象期間について
- 協力事業者登録申請書 (様式第1号)
- 協力事業者ウェブサイト掲載情報用紙
- 対象者登録申請書 (様式第3号)
- 対象者報告書 (様式第4号)
- 協力事業者登録変更(廃止)届出書 (様式第10号)

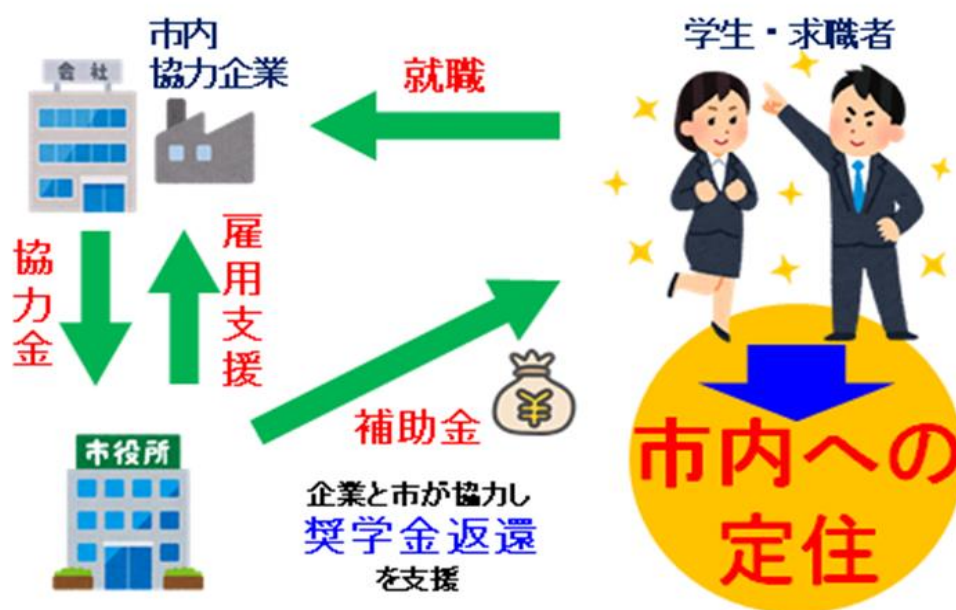
1.わ～くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度について

(1) はじめに

湖西市では、市内への若者の定住促進と、市内事業者の人材確保を目的に、市内に居住し就職をする若者に対し奨学金の返還を支援する『わ～くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金』制度を創設しました。

この制度の協力事業者として、市と一緒に若者の奨学金の返還を支援していただける事業者を募集しています。

【奨学金返還支援補助金制度のイメージ】



(2) 協力事業者の要件

以下に記載する全ての要件を満たしていることが求められます。

- ・ 市内に事業所を有する事業者であること
- ・ この制度の趣旨に賛同し、交付する補助金に対し、協力金を負担いただけること

(3) 協力金の負担について

原則として、市と事業者で補助金の2分の1ずつの金額を負担します。

中小企業については、補助金の3分の1の負担となります。

(4) 補助金の内容

○対象期間 3年間（36ヶ月間）

○補助額 1人あたり最大54万円（1万5千円/月×36ヶ月）

※中小企業に正規雇用された補助対象者には、中小企業就職者加算金として最大18万円を加算します。（5千円/月×36ヶ月）

(5) 補助対象者の要件

次に記載する全ての要件に該当している必要があります。

- ①湖西市内に居住していること（湖西市の住民基本台帳に登録されていること）
 - ②大学等を卒業し、協力事業者登録日以後に当該協力事業者新たに正規雇用されていること
 - ③協力事業者正規雇用された日において、34歳以下であること
 - ④大学等を卒業する前に奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納がないこと
 - ⑤市内に所在する事業所に勤務していること
- ※市内に本店のある協力事業者に雇用された方で市外の事業所に勤務する場合及び市外に本店のある協力事業者正規雇用された方で、市内の事業所に勤務している間に対象者登録を行った方が市外の事業所に転勤となった場合を含みます。
- ⑥奨学金の返還に対する他の助成を受けていないこと
 - ⑦市税の滞納がないこと



(6) 協力事業者のメリット

- ①採用活動における企業のアピールポイントに！
採用活動などで、返還支援がある事業所として若手人材確保のアドバンテージとなります。
- ②協力事業者は市が積極的にPRします！
市ウェブサイトから協力事業者ページへのリンク。
市が出展する移住フェア等で協力事業者をPRします。
- ③地域貢献企業としてのイメージアップに！
「湖西市への定住を応援する企業」として、ロゴマークを提供します。
利用フリーで広告や採用活動など様々な場面でアピールいただけます。
- ④市が作成した定住関連資料、素材などをご利用いただけます！
湖西市定住パンフレットや紹介動画などを無償で提供します。
採用活動等でご活用ください。



③④の詳細は、「湖西市応援グッズ貸出のご案内」をご覧ください。

協力金について

補助金・協力金の負担イメージ図

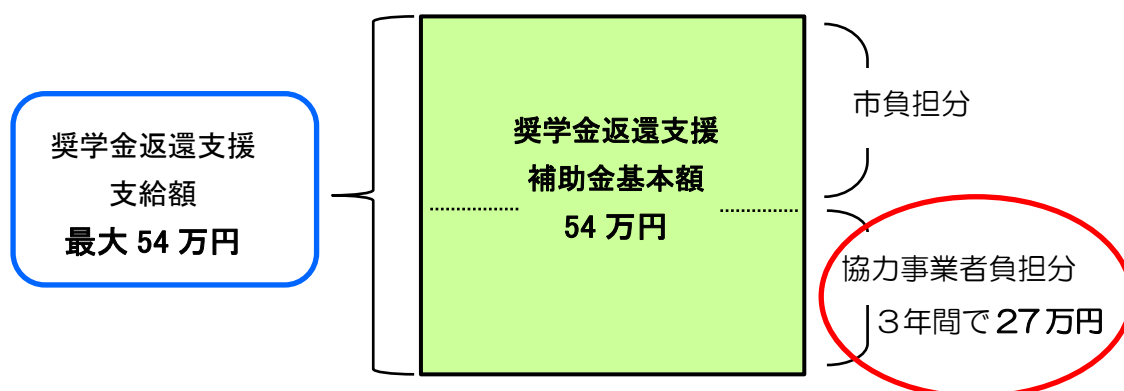
協力事業者の皆さんにご負担いただく協力金の例は次のとおりです。

【協力事業者が大企業の場合】

補助対象者1人あたりの支給額が3年間で最大54万円

協力事業者協力金負担分：1万5千円×1/2×36ヶ月=27万円

協力事業者が大企業の場合、補助金基本額の2分の1の負担となります。



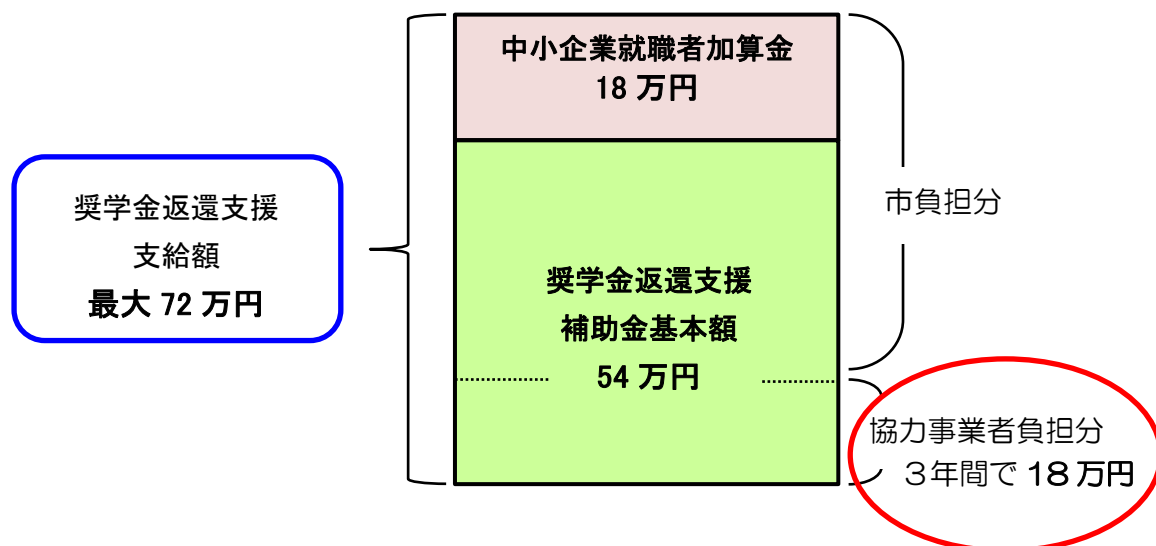
【協力事業者が中小企業の場合】

補助対象者1人あたりの支給額が3年間で最大72万円

協力事業者協力金負担分：1万5千円×1/3×36ヶ月=18万円

☆協力事業者が中小企業の場合、補助金基本額の3分の1の負担となります。

☆中小企業就職者加算金部分については、市の全額負担となります。



2.協力事業者登録の方法

協力事業者として登録をする場合は、次の書類を市へ提出し、登録申請を行ってください。

【登録に必要な書類】

- ・ 協力事業者登録申請書（様式第1号）
- ・ 登録内容が確認できる書類（企業パンフレット等）
- ・ 協力事業者ウェブサイト掲載情報用紙

3.協力事業者登録後の流れ

1

34歳以下の新規採用者がいたら、「わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度申請者の手引」を配付し、奨学金返還支援制度の周知をしてください。補助対象となる従業員から対象者登録申請書（様式第3号）が提出されたら、対象者報告書（様式第4号）を添付し、市へ提出してください。申請は随時受け付けますが、当年度からの補助金申請を希望される場合は、毎年6月30日までにご提出ください。

2

毎年6月30日現在において対象者登録者がいる協力事業者においては、市から当該協力事業者へ当年度分の協力金対象額のお知らせと納付書を送付しますので、協力金の納付をお願いします。

3

補助金の交付申請は、補助対象者本人が毎年3月1日から20日の間に市へ直接行います。毎年2月頃に交付申請手続きについて、市から補助対象者へご案内をさせていただきます。2月末日時点での在職証明が必要ですので、ご協力をお願いします。

【ご注意ください！】

協力事業者として登録内容に変更が生じた場合や、協力事業者の登録を廃止する場合は、協力事業者登録変更（廃止）届出書（様式第10号）により届出をお願いします。

提出・お問合せ先

湖西市役所産業部産業振興課モノづくり推進室

住 所：〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地

電 話：053-576-0018

E-mail：mono@city.kosai.lg.jp